

南知多町空き家活用による移住定住促進事業業務委託仕様書

第1章 総則

第1条 適用範囲

- 1 本仕様書は、「南知多町空き家活用による移住定住促進事業業務委託」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

第2条 業務目的

- 1 本業務は、平成31年3月29日付けで内閣総理大臣から認定を受けた地域再生計画である「空き家利活用を核とした移住定住促進プログラムプロジェクト」により、令和2年度に実施した「南知多町空き家活用による移住定住促進事業業務委託」において企画検討した、空き家所有者や町民などを対象とした空き家利活用セミナーの開催、移住交流に向けたフェア等への出展及び移住交流体験プログラムなどを実施することで、空き家活用による移住定住の促進と関係人口の創出を図るとともに、空き家活用による移住定住の促進を民間ベースで推進していくうえでの問題と課題を整理することで、本町が今後実施する空き家対策と移住定住策の立案に寄与することを目的とする。

第3条 準拠する法令等

- 1 本業務は、本仕様書によるもののほか、次に掲げる法令等に準拠するものとする。
 - (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）
 - (2) 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な方針（平成27年2月26日総務省・国土交通省告示第1号）
 - (3) 「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）
 - (4) 南知多町個人情報保護条例
 - (5) 南知多町契約規則
 - (6) その他関係法令・規則・通達等

第4条 疑義

- 1 本業務の本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、南知多町（以下「発注者」という。）と受注者が協議のうえ、発注者の指示に従い、業務を遂行するものとする。

第5条 提出書類

- 1 受注者は本業務の着手に先立ち、各工程における作業方法、作業日程について適切な業務実施計画を立案し、予め発注者の承認を受け、下記の書類を提出するものとする。なお、変更する場合も同様とする。

- (1) 実施計画書
- (2) 業務着手届
- (3) 工程表
- (4) 管理技術者届（経歴書、資格者証明書の写し）
- (5) 公的資格を証明する登録書の管理技術者届（経歴書、資格者証明書の写し）
- (6) その他発注者が必要と認めるもの

第6条 業務の完了

- 1 本業務は、発注者の検査・合格を持って完了とする。その際、訂正等指摘事項があれば、受注者は速やかに訂正をおこなうものとする。

第7条 成果品の瑕疵

- 1 業務完了後、受注者の過失又は粗漏により不良箇所が発見された場合は、発注者の指示に従い、必要な処理を受注者の負担においておこなうものとする。

第8条 成果品の帰属

- 1 本業務において使用又は作成した成果品等はすべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用、流用或いは複製やこれを他に公表・貸与してはならない。なお、既に他に著作権があるものを使用した場合は、この限りではない。また、他より得られた資料や文献等を引用するときには、その出典名を明記することとする。

第9条 損害賠償

- 1 受注者は、本業務実施中に生じた諸事故等に対して一切の責任を負い、これに係る費用は全て受注者の負担とするとともに、発注者に発生原因・経過・内容等を報告し、発注者の指示に従うものとする。

第10条 貸与資料

- 1 発注者は業務の実施にあたり、受注者の請求により、下記の資料を貸与するものとする。なお、資料の貸与にあたり、受注者は発注者に借用書を提出するものとし、資料等の取扱い及び保管にあたっては、損傷、紛失等のないよう十分注意するとともに、発注者が返却を求めた時には、速やかに返却しなければならない。

- | | |
|--------------------|----|
| (1) 空家位置図 | 1式 |
| (2) 空家台帳データ | 1式 |
| (3) 国勢調査などの各種統計データ | 1式 |
| (4) 第7次南知多町総合計画 | 1式 |
| (5) 都市計画マスタープラン | 1式 |
| (6) 南知多町空家等対策計画 | 1式 |
| (7) その他空家等に関する庁内資料 | 1式 |
| (8) その他受注者が必要とする書類 | |

第11条 個人情報の取り扱い

- 1 受注者は個人情報を取り扱う際は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利・利益を侵害することのないようにしなければならないものとし、受注者が運用する情報セキュリティ等の規定等に従い、情報の漏洩防止及び事故防止対策の措置を講ずるものとする。

第12条 品質管理等

- 1 受注者は、適切かつ厳格な品質管理をおこなうため関係法令、規則等を遵守しなければならない。

第13条 守秘義務

- 1 受注者は、本業務の内容及び業務に関わる資料を第三者に漏洩させ、又は当該業務の目的以外に使用してはならない。

第14条 納入場所・納入期限

- 1 本業務における成果品の納入場所及び納入期限は、次のとおりとする。
 - (1) 納入場所：南知多町役場まちづくり推進室
 - (2) 納入期限：令和4年3月7日（月）まで

第2章 業務概要

第15条 業務概要

- 1 本業務の概要は以下の通りとする。
 - (1) 計画準備
 - (2) 地区別空き家利活用セミナーの企画・運営
 - (3) 移住交流フェア等への出展
 - (4) 移住交流体験プログラムの企画・運営
 - (5) 令和4年度以降の事業計画案作成
 - (6) 業務報告書の作成
 - (7) 打合せ協議

第16条 計画準備

- 1 本業務の着手にあたり、業務の実施方針、内容、工程、実施体制等について明らかにした業務計画書を作成・提出し、発注者の承認を受けるものとする。
- 2 本業務を実施するために必要な資料を収集し、本町の空き家の利活用と移住定住における問題と課題を整理したうえで、作業を効率的に実施できるよう整理するものとする。

第17条 地区別空き家利活用セミナーの企画・運営

- 1 空き家所有者や町民（地域団体）等を対象に、空き家の利活用の促進、空き家バン

ク物件登録・利用者登録の促進などを目的として空き家利活用セミナーを企画し、運営するとともに、参加者に対し空き家の利活用及び流通促進に関するニーズ調査などをおこなう。

- 2 地区別空き家利活用セミナーを町内5地区で1回ずつ開催する。また、総括として町全体セミナーを1回開催し、空き家等を活用したビジネスモデルやコロナ禍以降の空き家のニーズ、価値観の変化などを題材としたセミナーを企画し、運営する。
- 3 空き家所有者等に向けた地区別空き家利活用セミナーについては、本町の空き家を熟知している空き家マイスターと共に、空き家放置のリスクと利活用の方法を学ぶセミナーとして開催し、放置された空き家の現状や流通に際し支障となる事柄などの整理をおこない、参加者に対し空き家放置のリスクの周知徹底を図ることができるよう計画をおこなう。
- 4 地区別セミナー及び全体セミナーの開催日程の調整、企画案の作成、講師等の依頼、講師料の支払い、チラシ作成及び告知、当日の運営（会場設営、配布資料の作成・印刷、ニーズ調査に係るアンケートの実施、議事録の作成等）をおこなう。なお、会場については発注者で決定し、日程の設定をおこなう。
- 5 地区別セミナーの対象者については、現在、空き家を所有している住民のみならず、将来的に空き家を所有する可能性のある住民も参加できる内容とする。また、新型コロナウイルス感染症まん延防止対策の観点から、リモートによるセミナーへの参加についても要望があれば柔軟に対応すること。
- 6 セミナーの実施結果やアンケートの集計結果に基づき、空き家の利活用及び流通促進に係る問題点の整理、課題の設定及び解決策の案を資料としてとりまとめる。

第18条 移住交流フェア等への出展

- 1 首都圏等で開催される移住交流フェアに1回以上出展し、移住定住促進や関係人口の創出に向け、町のプロモーションを実施しながら、移住者等に対し相談対応や移住に関するニーズ調査などをおこなう。
- 2 移住交流フェア等への出展にあたっては、移住相談に活用できる資料や移住に関するニーズ調査のためのアンケート用紙の作成をおこなうとともに、移住相談については事前告知をしたうえで来場者に対して受入れをおこなうこと。
- 3 上記以外に移住交流フェア等で必要な資材や配布資料の準備をおこなうとともに、フェアでの相談者に対して配布する資料については、本町での「しごと」、「住まい」、「移住に際して必要な支援又は協力」などの情報を事前に想定、整理をし、相談時に来場者に対し情報の提供ができるようにすること。
- 4 移住交流フェア等での出展の実施結果やアンケートの集計結果に基づき、移住交流策に係る問題点の整理、課題の設定及び解決策の案を資料としてとりまとめる。
- 5 移住交流フェア等への出展に関わる経費は受注者の負担とする。

第19条 移住交流体験プログラムの企画・運営

- 1 移住希望者等を対象にした移住交流体験プログラムを企画し、先輩移住者やまちづくり協議会などと連携しながら、移住定住促進につながる体験プログラムを開催、運

営する。

- 2 移住交流体験プログラムは年2回の開催とする。なお、移住希望者の募集にあたって、各種情報媒体や移住交流フェア相談者等に対してPRを行い、参加者の確保に努める。
- 3 1泊2日を基本とした移住交流体験プログラムを年2回開催し、各回定員10名程度で計画・実施する。なお、新型コロナウイルス感染症対策については十分配慮して実施するものとする。
- 4 移住交流体験プログラムの告知による参加者の確保に努めるとともに、送迎バス、宿泊先、体験メニューの受け入れ先などの調整、手配などを行い、当日は移住交流体験プログラムを運営する。
- 5 参加者からは、送迎バス代、宿泊代、体験メニュー代等の費用相当分を参加費として徴収する。その他、移住交流体験プログラムの実施にあたって必要となる経費は受注者の負担とする。
- 6 参加者からは移住交流体験プログラムに参加した感想、南知多町への移住、支援又は協力の意向を把握し、受入等を行った町内事業者や町民に対して受入の課題などを把握するため、アンケートやヒアリング調査を実施し、その結果に基づき、今後民間事業者にて実施する際の問題点の整理、課題の設定及び解決策の案を資料としてとりまとめる。

第20条 令和4年度以降の事業計画案作成

- 1 本業務の実施や検討等を踏まえ、本町における空き家活用による移住定住の促進を民間ベースで推進していくうえでの問題と課題を整理したうえで、令和4年度以降に実施すべき効果的な取り組みなどを概算の予算も含めて事業計画案として取りまとめる。なお、この事業計画案については、令和3年11月1日までに必要となる経費等も含め素案を作成することとし、創出した関係人口を移住定住につなげるための提案を含めること。

第21条 業務報告書の作成

- 1 受注者は、上記の業務の成果について、報告書としてとりまとめるものとする。

第22条 打合せ協議

- 1 打合せ協議は、業務着手時、中間時、業務完了時の計3回実施するものとし、その他必要に応じて適宜実施するものとする。
- 2 打合せが行われた際に、受注者は打合せ記録簿を作成し、発注者の承認を得なければならない。
- 3 本仕様書に明記のない事項については、発注者と受注者の協議により決定することとする。
- 4 打合せ協議については、新型コロナウイルス感染症まん延防止対策の一環として、発注者が認めた場合については、リモートによる実施を可とする。

第3章 成果品

第23条 成果品

1 本業務における成果品は、次のとおりとする。

(1) 業務報告書（製本及び電子データ）

2部

(2) その他発注者が必要と認めたもの

1式